

生徒会規約

前文

われわれ鳥取県立鳥取中央育英高等学校の生徒は、自治の精神に基づき、われわれの自主的活動を規律しもって学園生活の充実を図り、あわせて本校の校風の昂揚に資するために本規約を制定する。

第1章 総 則

第1条 本会は鳥取県立鳥取中央育英高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は自治の精神に基づいて、生徒生活全般の向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、下記の事業を行う。

- (1) 体育、文化、厚生に関する事業
- (2) その他必要な事業

第2章 組 織

第4条 本会は本校生徒をもって組織する。教職員は顧問とする。

第5条 本会の組織機構は別表の通りとする。

第3章 役 員

第6条 本会に下記の役員を置く。

生徒会長（1名）、生徒副会長（2名）、書記（5名程度）

各専門委員長（6名）、ルーム長（各クラス1名）、運動部長（1名）、文化部長（1名）
育英祭実行委員長（1名）

第7条 生徒会長、生徒副会長の選出は選挙による。選挙規約は別に定める。会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。会長に事故あるときには、副会長がその任務を代行する。

第8条 書記は生徒会長が委嘱し、その就任には代議員会の承認を必要とする。書記は、生徒会長・副会長を補佐し、企画・渉外・広報・記録・会計などの総務活動を行う。

第9条 専門委員長は、生活・図書・保健・体育・環境・選挙管理の各委員長からなり、各委員会から1名を選出する。

第10条 ルーム長は、各クラスから1名を選出する。

第11条 運動部会は各運動部の部長で構成し、運動部長（1名）は運動部会の中の互選とする。文化部会は各文化部の部長で構成し、文化部長（1名）は、文化部会の中の互選とする。

第12条 育英祭実行委員会は実行委員希望者によって構成し、育英祭実行委員長は、実行委員会の中の互選とする。

第13条 応援団リーダーは各運動部より選出し、応援団長はリーダーの中の互選とする。

第14条 本会役員の任期期間は前期および後期間とする。ただし任期満了後、まだ新任者

が決定していない場合、決定するまで前任者が継続する。

第15条 役員に欠員ができた場合は、2週間以内に補充しなければならない。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。補充されるまでは生徒会長あるいは生徒副会長がこれを代行する。

第4章 機 関

第16条 本会に次の機関を置く。

生徒総会、代議員会、執行部会、専門委員会、運動部会、文化部会、育英祭実行委員会、応援団、ホームルーム

第17条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、下記の事項について議決を行う。

- (1) 生徒会役員の承認
- (2) 執行部活動方針の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項の審議

第18条 生徒総会は、通常前期及び後期1回ずつ、生徒会長がこれを招集する。ただし次の場合は臨時総会を開くことができる。

- (1) 代議員の過半数が必要と認めるとき
- (2) 生徒会長が必要と認めるとき

第19条 臨時総会の招集に当たっては、原則として前日までに会議の目的を公示しなければならない。

第20条 生徒総会は生徒総数の3分の2以上の出席をもって成立する。議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは代議員会に議決を委任する。議長団はあらかじめ代議員会で推薦し、生徒総会で承認を得る。

第21条 生徒総会で議決した事項はすべて職員会議の承認を得なければならない。職員会議が承認した事項は生徒に告示すると同時に実施する。ただし、職員会議で承認されない場合、もしくは修正された場合、生徒会執行部は職員会議に再審査を申し出て、説明することができる。

第22条 代議員会は生徒会長、生徒副会長、書記、各専門委員長、ルーム長、運動部長、文化部長で構成する。代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、下記の機能をもつ。

- (1) 生徒総会に提案する事項の審議
- (2) 生徒総会で委任された事項の議決
- (3) 執行部会、各専門委員会、運動部会、文化部会、ホームルームが提案する事項の審議と議決

第23条 代議員会は、原則として毎月1回、生徒会長が招集する。このほかに生徒会長は必要に応じて代議員会を招集することができる。ただし代議員またはその代理の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

第24条 代議員会で議決された事項の処理は第21条に準ずる。

第 25 条 執行部会は生徒会長、生徒副会長、書記で構成する。執行部会は必要に応じて生徒会長が招集し、下記の機能を持つ。

- (1) 生徒総会に提出する議案の検討
- (2) 代議員会に提出する議案の検討

第 26 条 専門委員会はクラス代表の各専門委員によって構成する。専門委員会は必要に応じて各専門委員長が招集し、下記の機能を持つ。

- (1) 代議員会に提出する議案の検討
- (2) 代議員会での決定事項の推進

第 27 条 運動部会は各運動部の部長、文化部会は各文化部の部長によって構成する。運動部会、文化部会は必要に応じて運動部長、文化部長が招集し、下記の機能を持つ。

- (1) 代議員会に提出する議案の検討
- (2) 代議員会での決定事項の推進

第 28 条 育英祭実行委員会は必要に応じて育英祭実行委員長が招集し、下記の機能を持つ。

- (1) 生徒総会に提出する議案の検討
- (2) 生徒総会での決定事項の推進

第 29 条 応援団リーダーの活動については、別に内規を定める。

第 30 条 ホームルームの組織と運営については、別にこれを定める。

第 31 条 各専門委員会、運動部会、文化部会、育英祭実行委員会について、各期当初それぞれの委員長・部長が決定するまでは、生徒会長が招集する。

第 5 章 会 計

第 32 条 本会の経費は生徒会費、生徒会入会金その他をもって当たる。

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 部 活 動

第 34 条 本会の部活動は、組織図の中のとおりとする。

第 35 条 入学年次は、原則として部活動に参加しなければならない。

第 36 条 本会には別表に掲げる部を置く。

第 37 条 1 年生は原則として部活動に参加しなければならない。

第 38 条 部の新設は同好会 3 年以上の継続実施が認められ、前年度、年度末職員会議及び当該年度生徒総会で承認・決定される。

第 39 条 この他に職員会議、生徒総会の承認により同好会を置くことができる。

- (1) 同好会は次の条件をそなえたものとする。
 - ① 結成希望時において構成員が 5 名以上であること
 - ② 1 年以上の継続活動及び成果があること
 - ③ 指導職員が確保できること
 - ④ 校内に主たる活動場所を置くことができること

(2) 同好会には部費、県内遠征費は認めない。ただし、特別遠征費については、代議員会の承認により支出を認める。会で承認を得た場合、部に昇格することができる。

第40条 廃部について。(2019後期生徒総会により改正)

(1) 3年生引退後部員0(当該年度)及び次年度部紹介で入部が0とする。その4月の職員会議で提案し承認された場合、その年度5月1日より廃部となる。

付 則 男女で分ける部活動

バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、バドミントン

第7章 改正

第41条 この規約の改正は、執行部会が原案を作成し、代議員会の審議を経た改正案を生徒総会に提案してその承認を得なければならない。この承認には生徒総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

生徒会選挙規約

第1条 本規約は、本校生徒会の会長および副会長の選出に適用する。

第2条 選挙は前任者の任期満了前に行う。任期は年度をまたぎ1年とする。生徒会選挙は、9月に実施する。また選挙は、告示の日より7日以内に行うことはできない。

第3条 選挙の方法および当選者の決定については、以下の通りとする。

(1) 候補者が定員を超えた場合、会長選挙は1人1票単記無記名制、副会長選挙は1人2票不完全連記無記名制とする。会長は有効投票の最多数を獲得した者を、副会長は上位2名を当選とする。

(2) 候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、有効投票の2分の1以上を得た者を当選とする。

第4条 選挙管理委員会は各クラス2名で構成し、なかから選挙管理委員長1名、副委員長2名を選出する。

第5条 選挙管理委員会は下記の任務を確実に施行する責任を持つ。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補者の管理と事務
- (3) 立会演説および選挙運動に関する事務
- (4) 投票および開票の事務
- (5) 選挙結果の公示
- (6) その他選挙に関する事務

第6条 選挙管理委員会は合議により、下記の事項を決定する

- (1) 当選の確認ならびに無効の決定
- (2) その他選挙に必要な事項

第7条 立候補者が選挙規約および選挙管理委員会の決定事項に違反した場合は、当選を

無効とする。

第8条 生徒会長および副会長は、全校生徒の3分の2以上が不信任を認めた場合にはリコールすることができる。

ホームルームの組織と運営

1 目的

- (1) ホームルームは学校生活における家庭のようなものである。ホームルーム内の生徒が担任を囲んで一家族のように互いに打ちとけて交わり相励まして学習生活の向上を図り、有為な社会人としての資質を練磨する。
- (2) 生徒会を組織する単位団体として、生徒会活動に積極的に参画する。

2 組織

- (1) ホームルームに次の役員を置く。

ルーム長	1名	副ルーム長	1名	生活委員	2名	図書委員	2名
保健委員	2名	体育委員	2名	環境委員	2名	選挙管理委員	2名
LHR委員	2名以上						
- (2) 役員はホームルームの生徒の互選によって選び、職員会議の認証をもって就任する。任期は生徒会役員に準じ2期制とする。

3 運営

- (1) ルーム長は代議員会、その他のルーム役員は各専門委員会に出席し、クラスと代議員会、各委員会との連絡を行う。
- (2) ルーム長は必要に応じて、ルーム役員あるいはクラス全員を集めて、クラスの諸問題を検討する会を招集することができる。

附 則 この規約は、令和2年4月4日より施行する。
 この規約は、令和4年4月5日より施行する。

ルーム役員分掌

【ルーム長】

- ・クラス会議の推進・監督指揮
- ・代議員会（生徒会執行部、各種委員長、ルーム長の集まりの会）への参加と報告
- ・担任との連絡
- ・授業始めと終わりの挨拶
- ・集会の人員点呼

【副ルーム長】

- ・ルーム長の補佐

【生活委員】

- ・生活規律向上に関する活動
- ・生活委員会への参加と報告

【図書委員】

- ・学校図書館活動の推進
- ・図書委員会への参加と報告

【保健委員】

- ・保健衛生活動の推進
- ・保健委員会への参加と報告

【体育委員】

- ・体育行事（運動会・球技大会等）の運営
- ・体育授業時の挨拶や準備補助
- ・体育委員会への参加と報告

【環境委員】

- ・TEASの推進
- ・清掃活動の推進
- ・環境委員会への参加と報告

【LHR委員】

- ・クラスLHRの企画、運営